

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第六号（土木部）

一、委員会を開催した年月日、場所
令和七年十月十四日（火曜日）
産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	委員
小川 みさ子	委員
岩重 あや	委員
しらいし 誠	委員
田畑 浩一郎	委員
大久保 博文	委員
柳 誠子	委員
藤崎 剛	委員
田之上 耕三	委員

三、欠席した委員の氏名

前野 義春	委員
-------	----

四、出席した委員外議員の氏名
なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

土木部	木佐貫 浄治	部長兼本港区まちづくり総括監
	荒川 泰二	県土強靱化対策監兼次長
	前畠 実	次長兼港湾対策審議監
	上村 康孝	建築技監
	久保 英昭	参事（本港区まちづくり担当）
	井之上 大	監理課長
	稲 卓郎	公共事業調整監
	郡山 研	用地対策室長
	宮下 浩一	技術管理室長
	増田 貴文	盛土対策室長
	中山 昌樹	総括工事監査監
	上室 健	道路建設課長
	松本 賢司	高速道対策室長
	塩屋 勝久	道路維持課長
	福永 和久	河川課長
	永野 正千	砂防課長
	大藪 昌吾	港湾空港課長

等の社会資本整備に取り組んでいるところでございます。

以下、主要施策の成果に関する調書に沿って御説明いたします。

五ページをお願いします。

①生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築の(一)県営住宅建設事業につきましては、鹿児島市の松陽台第二団地に木造平屋建て集会所が完成し、原良団地においては、鉄筋コンクリート造十階建て一棟六十戸の建設工事に着手するなど、低廉な家賃で賃貸する住宅を確保したところでございます。

六ページをお願いします。

①温室効果ガス排出削減対策等の推進の(一)重要港湾改修事業及び(二)空港整備事業につきましては、志布志港湾脱炭素化推進計画を策定し、名瀬港及び種子島空港などにおいては、脱炭素化推進計画策定に向けて取り組んだところでございます。

八ページをお願いします。

①多様な自然環境の保全・再生の(一)合併処理浄化槽整備促進事業につきましては、合併処理浄化槽の設置者への助成を行っている三十九市町村に県費補助を行い、浄化槽の設置普及を図ったところでございます。

十一ページをお願いします。

①防災・減災対策、国土強靱化の充実強化につきましては、水害・土砂災害等の未然防止対策、道路や港湾などの緊急輸送ネットワークの整備に取り組んでおります。

十四ページをお願いします。

(一)道路改築事業につきましては、県道川内郡山線、薩摩川内市の宮崎工区など三十路線四十七箇所において整備を推進したところでございます。

(二)県単道路整備事業及び(三)地方特定道路整備事業につきましては、県道石垣加世田線、南九州市の本別府工区など、合わせて三十七路線四十箇所の整備を推進いたしました。

十六ページをお願いします。

中ほどの(八)道路補修事業、県単道路整備事業及び県単橋りょう整備事業(長寿命化)につきましては、二百五十一路線五百二十九箇所において老朽化した橋

吉行 勝哉 港湾対策監

川原 正吾 空港対策監

菊地 信幸 本港区まちづくり推進室長

阿部 和矢 都市計画課長

綾織 孝文 生活排水対策室長

渡島 秀夫 建築課長

猿渡 祐宏 営繕室長

泊 孝二 設備対策監

瀬戸 司 住宅政策室長

内 幸喜 工業用水課長

議事事務局

片野田 真知子 委員会第三係長
山本 絵美 委員会第二係長

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め
る件

七、審査経過

午後一時十五分再開

○永井委員長 再開いたします。

ただいまから、土木部の審査を行います。

はじめに、土木部長の総括説明を求めます。

○木佐貫土木部長兼本港区まちづくり総括監 土木部所管事業の実施状況につきまして御説明申し上げます。

土木部としては、今般の災害対応や公共施設の維持管理、また道路や港湾

梁やトンネル等の計画的な点検、補修を行ったところでございます。

(九) 河川改修事業(浸水対策)につきましては、南大隅町の雄川や鹿児島市の郡山甲突川、始良市の別府川など七河川において、基幹河川改修事業、都市河川改修事業により護岸等の整備を実施いたしました。

十八ページをお願いします。

(十三) 砂防事業等につきましては、日置市の永田平川火山砂防事業や鹿児島市の大峯三地区急傾斜地崩壊対策事業など、県内六百九十五箇所において、砂防堰堤、法面工、アンカー工等の施設の整備を行いました。

また、総合流域防災事業の砂防事業等調査については、基礎調査を実施し、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定しました。

二十二ページをお願いします。

(十九) 建築物耐震化促進事業につきましては、耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修一件に係る費用の一部に県費補助を行い、耐震化を促進いたしました。

二十七ページをお願いします。

①主要幹線道路等の整備のうち(三)直轄道路事業につきましては、国道二百二十号など六路線の整備を推進したところでございます。

また、(四)道路改築事業につきましては、空港アクセス道路である霧島市の西光寺拡幅や高規格道路である、さつま町の宮之城道路、鹿屋市の吾平道路など十六路線三十二箇所を整備を推進したところです。

二十九ページをお願いします。

②港湾施設の整備の(一)重要港湾改修事業、三十ページの(二)地方港湾改修事業、及び(三)港整備交付金事業につきましては、川内港など二十四港において、防波堤などの整備を実施したところでございます。

(四)直轄港湾改修事業につきましては、鹿児島港や志布志港など五港における港湾機能の強化を図るため臨港道路や岸壁などの整備を推進したところでございます。

三十三ページをお願いします。

③空港の機能向上の(一)空港整備事業につきましては、徳之島空港など五空

港において、滑走路端安全区域の整備や滑走路延長等を実施したところでございます。

三十四ページの(三)屋久島空港滑走路延伸調査事業につきましては、空港施設変更許可のための基本設計を進めるなど、事業化に向けた取組を推進したところでございます。令和六年度の新規事業として、国に採択されたところがございます。

三十六ページをお願いします。

②活力あるまちづくりについてでございます。

三十七ページの(三)街路事業につきましては、鹿児島市の催馬楽坂線など三箇所の整備を行ったところでございます。

三十九ページをお願いします。

①移住・交流の促進の(一)空き家対策啓発等支援事業につきましては、課題を抱える二市町に専門家を派遣するなど、市町村の空き家対策の取組を促進いたしました。

(二)かごしま空き家活用促進事業につきましては、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信により、空き家活用の周知啓発が図られたところでございます。

四十一ページをお願いします。

①行政の協働化による地域の主体的な取組の促進につきましては、地域住民等による自主的な道路、河川及び海岸等の清掃・美化活動に係る物品購入費等の補助などの支援を行っております。

四十三ページをお願いします。

①島々の暮らしを支える環境の整備の(一)道路改築事業につきましては、国道五八号、奄美市のおがみ山バイパスなど二十一路線三十箇所の整備を推進したところでございます。

四十五ページをお願いします。

①離島の交通基盤の整備の(一)直轄港湾整備事業につきましては、西之表港や名瀬港における港湾機能の強化を図るため岸壁などの整備を推進したところでございます。

四十六ページをお願いします。

(三) 地方港湾の整備につきましては、湾港など十一港において、防波堤などの整備を実施したところがございます。

四十七ページをお願いします。

① 攻めの農林水産業の実現に向けた輸出拡大の(一) 国際物流港湾形成促進事業につきましては、志布志港や川内港を活用した農林水産物・食品の輸出拡大等を図るため、首都圏等でポータルセールス活動を実施したところがございます。

四十八ページをお願いします。

① 地域の観光資源の活用及び創出等の(一) 鹿児島港本港区エリアまちづくり事業につきましては、関係機関・団体等で構成する「鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会」を開催し、情報共有や意見交換を行いました。また、民間活力による同エリアの利活用に向け、民間事業者へのサウンディング調査を実施し、一定の参画意欲の確認や、導入機能に係るアイデア等を募ることができました。

(二) 鹿児島港本港区エリア景観・デザイン協議会運営事業につきましては、「鹿児島港本港区景観ガイドライン」の反映状況を確認・調整し、良好な景観形成と魅力向上を図るための協議会を開催しました。

五十一ページをお願いします。

① 商工業、建設業等を支える人材の確保・育成の(一) 建設産業担い手確保・育成・定着促進事業につきましては、合同企業説明会等への出展費用助成などの入職支援や、各種研修会の開催などの育成・定着支援を行うとともに、ICTを活用した業務等を担う建設ディレクターの導入支援などの生産性向上支援に取り組んだところがございます。

以上で、土木部関係の主な事業についての説明を終わります。

決算の詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、監理課長の説明を求めます。

○井之上監理課長 監理課の決算につきまして、説明いたします。

土木部提出の審査説明資料の五ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入の主なものについて御説明いたします。

中ほどの不動産売却収入は、廃道・廃川敷地の売却収入でございます。

下から二番目の雑入は、建設技術センター及び道路公社に派遣している職員等の給与に対する各団体等からの負担金及び電子入札システムの共同利用に伴う市町村からの負担金などでございます。

一番下の過年度収入につきましては、次の六ページ「付表」で御説明いたします。

六ページをお願いします。

過年度収入未済額ですが、これは、令和四年度に工事請負契約解除に伴い発生した違約金等でございます。令和六年度は納入がなかったことから、年度当初と同額の十一万二千円あまりが収入未済額となっております。

引き続き、債権者の資産等の状況につきまして情報収集を行うなど、収入未済の解消に努めてまいります。

七ページを御覧ください。

次に、公共土木用地取得先行事業等特別会計の歳入でございます。

諸収入は、国の直轄事業であります南九州西回り自動車道に係る用地の先行取得を行うために、令和二年度に借り入れた県債の令和六年度の償還にかかる国土交通省からの受入金でございます。

八ページをお開きください。

一般会計の歳出の主なものについて御説明いたします。

土木総務費のうち、上から四番目の土木諸費は、土木施設管理補助員の報酬のほか、九州ブロック会議等の各種会議等に要した経費でございます。

下から四番目の建設工事材料試験費は、建設工事に使用されるコンクリートや骨材等の品質試験に要した経費でございます。

一番下の公共事業支援統合情報システム導入推進事業は、公共事業における入札の効率化等を図るために導入した電子入札システムの維持運営及び電子納品の運用等に要した経費でございます。

九ページを御覧ください。

建設業指導監督費のうち、建設業指導監督事業は、建設業の許可、経営事項審査等に要した経費でございます。

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業は、合同企業説明会や就活応援キヤラバンへの助成や各種研修会の開催等に要した経費でございます。

盛土指導費の盛土等規制区域指定基礎調査事業は、盛土規制法に基づく規制区域の指定に必要な基礎調査の実施に要した経費でございます。

十ページをお願いいたします。

公共土木用地取得先行事業等特別会計の歳出でございます。

公債費は、南九州西回り自動車道建設に係る用地の先行取得を行うために借り入れた県債の償還金でございます。

十一ページを御覧ください。

公有財産のうちの行政財産につきましては、土地、建物ともに、令和六年度中の増減はありませんでした。

十二ページを御覧ください。

普通財産のうち土地については、令和六年度中に払下げ希望のあった廃道敷地が二千六百五十八平米余り増加しましたが、売却により、二千三百九十二平米余り減少しており、その結果、令和六年度末の廃道、廃川敷地の面積は二万七千九百四十二平米余りとなったところでございます。

十三ページを御覧ください。

監査委員の指摘事項に対する処理説明及び次のページの前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、監理課の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○永井委員長 次に、道路建設課長の説明を求めます。

○上室道路建設課長 道路建設課関係の決算につきまして、御説明申し上げます。

十七ページを御覧ください。

歳入について、御説明申し上げます。

まず、一番上の土木費負担金の道路橋りよう費負担金でございますが、県単道路整備事業の執行に伴う市町村負担金でございます。

次に、その下の欄の土木費国庫負担金でございますが、国道に係る道路改築事業に伴う道路橋りよう費国庫負担金及び後進地域特例法に基づく国庫負担金の嵩上げ分であります開発指定事業補助率差額国庫負担金でございます。

次に、その下の欄の土木費国庫補助金でございますが、県道に係る道路改築事業等に伴う道路橋りよう費国庫補助金及び後進地域特例法に基づく国庫補助金の嵩上げ分であります開発指定事業補助率差額国庫補助金並びに社会資本整備総合交付金でございます。

なお、予算現額と収入済額との差額は、翌年度繰越事業充当分等でございます。

次に財産売却収入でございますが、大隅地域振興局等の公用車売却による物品売却収入でございます。

次に、道路橋りよう受託事業収入でございますが、これは、道路整備工事に伴う奄美市からの負担金でございます。

十八ページを開きください。

雑入でございますが、これは、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分等でございます。

十九ページを御覧ください。

歳出について、御説明申し上げます。

まず、道路橋りよう費の道路橋りよう総務費でございますが、これは、各種協会負担金等の道路橋りよう管理費、高規格幹線道路建設促進事業、道路橋りよう調査及び職員給与関係に要した経費でございます。

次に、二十ページにかけて記載の道路新設改良費でございますが、これは県単道路整備事業、地方特定道路整備事業、道路改築事業、直轄道路事業、道路受託事業及び職員給与関係に要した経費でございます。

なお、歳出に係るそれぞれの事業の翌年度繰越額は、実施に伴う計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

二十一ページを御覧ください。

公有財産について、御説明申し上げます。

普通財産でございますが、出資による権利につきましては、鹿児島県道路公社への出資金でございます。

以上で道路建設課関係の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○永井委員長 次に、道路維持課長の説明を求めます。

○塩屋道路維持課長 道路維持課関係の決算につきまして、御説明申し上げます。

二十四ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

一番上の「七 土木使用料」は、道路占用料でございます。

その下の欄の過年度収入につきましては、後ほど付表により御説明いたします。その下の欄の「七 土木費国庫補助金」は、道路補修事業などの施行に伴う社会資本整備総合交付金及び後進地域特例法に基づく国庫補助金の嵩上げ分でございます。

なお、予算現額と収入済額の差額は、翌年度繰越事業充当分でございます。

その下の欄の「一 不動産売却収入」は、県有土地の売却による収入でございます。

その下の欄の「四 土木受託事業収入」は、国道二百六十七号久七トンネルの管理業務に係る熊本県からの負担金でございます。

一番下の欄の雑入は、雇用保険料本人負担分や給料・手当等の返納分でございます。

二十五ページを御覧ください。

付表「過年度分収入未済額調べ」でございます。

債務者と連絡不通になっていること等により未納となっております道路占用料でありまして、消滅時効に伴い不納欠損処分を行ったところでございます。

二十六ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

上から二つ目の欄の「一 道路橋りょう総務費」は、道路賠償責任保険料や廃道処分のための調査、測量等に要した経費でございます。

下から四つ目の欄の「二 道路維持費」は、道路の維持補修や降灰対策、路傍樹の育成保全及び道路美化、清掃活動を行うボランティア団体等への支援に要した経費でございます。

二十七ページを御覧ください。

一番上の欄の「三 道路新設改良費」でございますが、国庫補助事業として、道路の防災対策や橋梁、舗装などの補修、交通安全施設等の整備に要した経費及び県単独事業として比較的小規模な改良、交通安全施設等の整備に要した経費で

ございます。

二十八ページを御覧ください。

下から三つ目の欄の「四 橋りょう新設改良費」は、橋梁の小規模な補修等に要した経費でございます。

二十九ページを御覧ください。

上から二つ目の欄の「一 河川等災害復旧費」及び下から三つ目の欄の「二 土木施設災害復旧費」は、国庫補助の対象にならない小規模な災害復旧等に要した経費でございます。

なお、歳出に係るそれぞれの事業の翌年度繰越額は、実施に伴う計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

三十ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で道路維持課関係分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、河川課長の説明を求めます。

○福永河川課長 河川課関係の決算につきまして、御説明いたします。

三十三ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものについてでございます。

土木費負担金は、高潮対策事業などの施行に伴う市町村負担金でございます。

土木使用料につきましては、河川海岸使用料や水利使用料等でございます。

なお、令和六年度末の収入未済額につきましては、六万八千九百七十一円でございます。

過年度収入につきましては、後ほど付表により御説明いたします。

災害復旧費国庫負担金につきましては、県が管理する道路や河川などの公共土木施設災害復旧事業の施行に伴う国庫負担金でございます。

土木費国庫補助金につきましては、基幹河川改修事業などの施行に伴う交付金でございます。

なお、予算現額と収入済額との差額は、翌年度繰越事業充当分でございます。三十四ページを御覧ください。

受託事業収入につきましては、河川改修に伴い市道の改良等に係る費用を市に負担していただく際の事業費の受け入れでございます。

三十五ページを御覧ください。

付表の過年度分収入未済額調べでございます。

令和七年八月末現在の収入未済額は、海底の土地使用料八件の二十三万二千六百五十円でございます。今後も、電話、催告書及び面談により、納入指導を実施し、収入未済の解消に努めてまいります。

次に、歳出の主なものでございます。

三十六ページを御覧ください。

中ほど、河川総務費は、河川等の管理や調査及び修繕などに要した経費でございます。

三十七ページを御覧ください。

中ほど、河川改良費でございますが、基幹河川改修事業により南大隅町の雄川など、また、総合流域防災事業により、枕崎市の花渡川などで河川改修工事を実施したものでございます。

三十九ページを御覧ください。

海岸保全費につきましては、高潮対策事業などにより、大和村の大金久海岸などで、人工リーフなどを整備したものでございます。

なお、冒頭、監理課長から正誤表の説明がございましたが、三十九ページの高潮対策事業から、次の海岸浸食対策事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業の説明の欄が訂正となります。改めてお詫び申し上げます。

四十ページを御覧ください。

水防費につきましては、河川砂防情報システムの保守点検や川辺ダムなど県が管理する三つのダムの保守管理に要した経費でございます。

次に、中ほど、河川等災害復旧費につきましては、現年発生公共土木施設災害復旧事業は、令和四年から六年に発生した公共土木施設災害に係る災害復旧工事を実施したものでございます。

なお、歳出に係るそれぞれの事業の翌年度繰越額につきましては、実施に伴う計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

四十二ページを御覧ください。

公有財産のうち行政財産につきましては、雨量観測舎敷地や西之谷ダム管理棟などでございます。

四十三ページを御覧ください。

普通財産は、一般財団法人河川情報センターなど三団体への出捐金等でございます。

四十四ページから四十五ページの前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、砂防課長の説明を求めます。

○永野砂防課長 砂防課関係の決算について、御説明申し上げます。

資料の四十八ページをお開きください。

歳入関係ですが、河川海岸費負担金は急傾斜地崩壊対策事業ほか二事業の施行に伴う市町村負担金でございます。

次に、河川海岸費国庫補助金は火山砂防事業ほか三事業の施行に伴う国庫負担金、開発指定事業補助率差額国庫負担金は火山砂防事業ほか三事業の後進地域特例法に基づく国庫負担金の嵩上げ分でございます。

次に、河川海岸費国庫補助金ですが、災害関連緊急砂防事業ほか四事業の施行に伴う国庫補助金、開発指定事業補助率差額国庫補助金は、総合流域防災事業ほか五事業の後進地域特例法に基づく国庫補助金の嵩上げ分、社会資本整備総合交付金は、総合流域防災事業ほか五事業の施行に伴うものです。

なお、予算現額と収入済額の差額は、翌年度繰越事業充当分等でございます。続きまして、五十ページをお開きください。

過年度分収入未済額ですが、平成二十七年に鹿児島市鼓川町で発生した法面崩壊に対して、県が行政代執行により実施した応急工事等に要した費用に係る弁償金において収入未済が発生しており、収入未済額は一億九千二百六十八万あまりとなっております。

収入未済に係る取組は、前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明の中で、併せて御説明します。

次に、五十一ページをお開きください。
歳出関係についてです。

五十五ページにかけて記載の砂防費は、砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策事業等の砂防関係施設の整備に要した経費のほか、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業に要した経費です。

このうち、総合流域防災事業など十四事業は、計画調整等により不測の日数を要したため一部繰越としておりますが、早期完成に向け工事の進捗管理に努めます。

不用額は、事業費の確定に伴う執行残です。

五十六ページをお開きください。

公有財産のうち行政財産は、河川砂防情報システムの無線中継局舎です。

五十七ページをお開きください。

普通財産の出資による権利は、一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構への出捐金です。

五十八ページをお開きください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明のうち、一の鹿児島市鼓川町の行政代執行に係る収入未済について、県が平成二十七年九月から実施した応急工事及び恒久対策工事により、一億九千三百九十九万五千円の債権が発生しました。相手方が支払に応じなかったことから、県では相手方の財産調査を継続的に実施して、土地二十筆、建物七棟、預貯金及び生命保険契約を差し押さえ、預貯金、生命保険契約の解約返戻金及び土地の売買代金として合計百三十万六千八百五円を回収しました。

相手方は支払いの意思を示しているものの、資力に乏しく、債権回収は容易ではありませんけれども、今後引き続き、納付を促すための直接交渉や財産調査、顧問弁護士への法律相談を実施するなど、鹿児島地域振興局と一体となって、未収債権の解消に向けて努力を続けてまいります。

二の県有財産の長寿命化については、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、今後取り組みを進めてまいります。

以上で、砂防関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、港湾空港課長の説明を求めます。

○大園港湾空港課長 港湾空港関係の決算につきまして、御説明いたします。資料の六十二ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

一番上の土木費負担金につきましては、港湾海岸高潮対策事業、重要港湾改修事業などの実施に伴う市町村負担金でございます。

土木使用料につきましては、県管理七空港の空港使用料収入でございます。

中ほど、土木費国庫負担金につきましては、港湾海岸高潮対策事業、重要港湾改修事業などの実施に伴う国庫負担金でございます。

六十三ページをお開きください。

土木費国庫補助金につきましては、地方港湾改修事業、空港整備事業などの実施に伴う国庫補助金でございます。

なお、予算現額と収入済額との差額は、国庫が確定したことによるものや翌年度繰越事業充当分でございます。

次に、六十四ページをお開きください。

一般会計の歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、政策総務費でございます。鹿児島港本港区エリアまちづくり事業につきましては、鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会の開催等に要した経費でございます。

中ほど、海岸保全費でございます。港湾海岸高潮対策事業につきましては、堤防の改良などに要した経費でございます。

下の方、直轄港湾海岸改修事業につきましては、国が直轄で行う指宿港海岸の整備に伴う県負担金でございます。

六十五ページをお開きください。

六十五ページから六十六ページにかけては、港湾建設費でございます。

重要港湾改修事業、地方港湾改修事業、港湾施設改良費統補助事業につきましては、防波堤、岸壁等の港湾施設の整備などに要した経費でございます。

六十五ページの下の方、直轄港湾改修事業につきましては、国が直轄で行う鹿児島港などの整備に伴う県負担金でございます。

六十六ページをお開きください。

県単港湾整備事業につきましては、国庫補助の対象とならない港湾施設の整備に要した経費でございます。

六十七ページをお開きください。

空港費でございます。県管理空港の管理運営、整備、維持補修などに要した経費や、国が直轄で行う鹿児島空港の整備に伴う県負担金でございます。

次に、六十八ページの港湾災害復旧費、六十九ページの県有施設災害復旧費は、港湾施設及び空港施設の災害復旧に要した経費でございます。

各事業の歳出に係る翌年度繰越額は、実施に伴う計画調整に不測の日数を要したこと等によるものでございます。

また、不用額は、事業費の確定に伴う執行残でございます。

続きまして、七十ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

港湾使用料につきましては、港湾施設等の使用料収入でございます。

七十ページ上段の令和六年度末の収入未済額につきましては千四百四十九万円余りとなっております。

過年度収入につきましては、令和五年度までの調定に係るものでございまして、収入未済額は千二百七十四万円余りとなっております。

詳細につきましては、財産貸付収入、雑入の過年度分とともに、後ほど御説明いたします。

次に、中ほど、財産貸付収入につきましては、普通財産である土地の貸付に伴う収入でございます。

一般会計繰入金につきましては、起債借入金の元利償還金や人件費などに充当した繰入金でございます。

七十一ページをお開きください。

下の方、県債につきましては、鹿児島港外四港の整備などに係るものでございます。

次に七十二ページをお開きください。

付表の過年度分収入未済額調べでございます。

港湾使用料、財産貸付収入及び雑入の合計といたしまして、最下段に示しております六十四件、二千二十万円余りの調定額に対し、令和六年度中に電話や文書による納入指導などにより、五百九十四万円余りの収入未済額の解消が図られたところでございます。

これによりまして、令和六年度末の過年度分の収入未済額は、四十一件、千四百二十六万円余りとなっております。今後とも、収入未済の解消を図るとともに、その未然防止に努めてまいります。

次に、七十三ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

港湾整備事業費につきましては、県が管理する待合所、上屋などの港湾施設の管理運営や、維持修繕及びふ頭用地造成など鹿児島港外四港の整備に要した経費でございます。

次に、七十四ページをお開きください。

公債費につきましては、起債借入金の元利償還金でございます。

各事業の歳出に係る翌年度繰越額は、実施に伴う計画調整に不測の日数を要したことによるものでございます。

また、不用額は、事業計画の見直しや事業費の確定に伴うものでございます。続きまして、七十五ページの公有財産につきましては、御説明いたします。

普通財産でございますが、土地につきまして、志布志港未利用地の売却による減がございます。

次に、七十六ページをお開きください。

七十六ページから七十八ページにかけては、監査委員の指摘事項及び前年度決算特別委員会における要望事項等の処理説明でございます。内容は記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上で港湾空港課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、都市計画課長の説明を求めます。

○阿部都市計画課長 都市計画課の決算につきまして御説明します。八十一ページを御覧ください。

歳入の主なものにつきまして、御説明します。

都市計画費負担金は、街路事業等の実施に伴う地元市町からの負担金です。都市計画使用料は、吉野公園等、県立都市公園の使用料です。

農地費国庫補助金は、農業集落排水事業に係る国庫補助金、次の都市計画費国庫補助金、開発指定事業補助率差額国庫補助金は、街路事業に係る国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、公園整備事業等に係る国庫補助金です。

なお、予算現額と収入済額の差額は、翌年度繰越事業充当分です。

雑入は、北薩広域公園のネーミングライツ料などです。

八十二ページを御覧ください。

歳出の主なものについて、御説明します。

環境衛生対策費のうち、合併処理浄化槽整備促進事業は、市町村が行う合併処理浄化槽の設置を促進する事業に対する県費補助です。

土地改良費は、農業集落における生活排水施設の整備等を行う市町村に対する国庫補助及び県費補助です。

八十三ページを御覧ください。

水産基盤整備費は、漁業集落における生活排水施設の整備等を行う市町村に対する県費補助です。

都市計画総務費は、市町村への権限移譲交付金、都市計画審議会の運営費、都市計画策定のための基礎調査、市町村が行う下水道整備事業の促進を図るための県費補助等です。

八十五ページを御覧ください。

土地区画整理費のうち、公共団体土地区画整理事業は、市町が行う県道整備を伴う土地区画整理事業に対する県費補助です。

街路事業費は、街路事業、県単道路整備事業（改良）等による街路の整備に要した経費です。

八十六ページを御覧ください。

公園費は、県立都市公園の維持管理・運営や公園施設の整備補修等に要した経費です。

なお、歳出に係る各事業の翌年度繰越につきましては、実施に伴う計画調整等に日数を要したことによるものです。

八十七ページを御覧ください。

公有財産につきましては、行政財産の土地及び建物は、県立都市公園の敷地及び施設です。年度中の土地の増につきましては、法務局の地図作成事業により面積の修正が行われ、三平方メートル増加となっております。

無体財産権は、平成二十三年に開催しました全国都市緑化かごしまフェアに際し取得した、花や苗の名前に係る商標権です。

八十八ページを御覧ください。

普通財産の出資による権利は、地方共同法人日本下水道事業団など三団体に對する出資金及び出捐金です。

八十九ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明については、記載のとおりです。以上で、都市計画課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、建築課長の説明を求めます。

○渡島建築課長 建築課関係の決算につきまして御説明申し上げます。

九十三ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

住宅使用料は、県営住宅の家賃のほか、駐車場使用料及び敷地使用料で、収入済額が二十六億三百八十九万九千九百六十二円余りとなっております。

その下の過年度収入につきましては、後ほど付表により御説明いたします。

その下の国庫補助金は、住宅費国庫補助金に係る県営住宅建設事業ほか一事業及び社会資本整備総合交付金に係る既設県営住宅改善事業ほか七事業でございます。

下から二つ目の財産貸付収入は、鹿児島県住宅供給公社に対する駐車場用地の貸付等に伴う収入でございます。

九十四ページをお願いします。

一番上の土木貸付金元利収入は、鹿児島市に対する保留床取得資金貸付金及び鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金に係る元利収入でございます。

九十五ページをお願いします。

付表の過年度分収入未済額調べでございます。

調定額である令和六年度当初の住宅使用料の収入未済額一億五千八百三十三万円余りに対し、七百五十五万円余りの納入があり、収入未済額は、一億四千九百六十六万円余りとなりました。

なお、不納欠損額の九十万円余りにつきましては、収入未済の時効完成等により、不納欠損処分を行ったものでございます。

未収債権対策としまして、滞納の未然防止・早期解消及び、長期・高額滞納者対策を二本柱として、収入未済額の解消に取り組んでおり、退去者に係る滞納家賃の一部については、弁護士法人に業務委託を行い、回収に努めているところでございます。

九十六ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

建築指導費のうち、表の中ほど、建築許可確認指導取締費は、建築許可、建築確認、中間検査及び完了検査のほか違反建築物の指導取締に要した経費でございます。

その三つ下の営繕業務推進事業費は、営繕積算業務の電算化及び建設資材等市況調査に要した経費でございます。

九十七ページをお願いいたします。

上から二段目の建築物耐震化促進事業は、耐震診断を義務付けられた大規模建築物に係る耐震改修費用に対する一部助成でございます。

都市計画総務費の都市開発指導事業は、都市計画法に基づく開発行為の許可及び指導に要した経費でございます。

住宅管理費のうち、下から二つ目、県営住宅管理事業は、県営住宅の入退去等の管理に要した経費、一番下の県営住宅管理費は、県営住宅の維持補修に要した経費でございます。

九十八ページをお願いいたします。

上から三つ目の住宅建設費のうち、県営住宅建設事業は、県営原良団地、県営松陽台第二団地及び県営佐大熊団地の整備に要した経費、その下の既設県営住宅改善事業は、県営グリーンヒルズ伊敷団地など既存団地の住戸改善に要した経費

でございます。

九十九ページをお願いいたします。

一番下の危険住宅移転等促進費のかけ地近接等危険住宅移転事業費は、かけ地に近接する危険住宅の移転に要する費用に対する一部助成でございます。

なお、歳出に係るそれぞれの事業の翌年度繰越額は、実施に伴う計画調整等に不測の日数を要したことによるものでございます。

百ページをお願いいたします。

公有財産のうち、行政財産でございますが、土地については、約一万四千七百八十六平方メートルの減、建物につきましては、約一万二千四百六十三平方メートルの減となっております。原良団地C区画の売却等に伴うものでございます。

百二ページをお願いいたします。

普通財産については、令和六年度中の増減はございません。

百二ページをお願いいたします。

上段の令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

また、下段以降の前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明についても記載のとおりでございます。

以上で建築課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○永井委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑に当たりましては、資料名、該当ページ、事業名も併せて、お知らせくださるようお願いいたします。

○岩重委員 調書の三十九ページ、空き家対策のところ、二市町ということで、伊佐市と瀬戸内町がこの困難な課題を抱える二市町ということで挙がっているんですけども、この選定というのは、なぜここだったのかということを教えてください。

○瀬戸住宅政策室長 空き家対策啓発等支援事業のお尋ねでございます。

この事業は、平成二十九年から実施している事業でございます。空き家対策、今、空き家特別措置法に基づきまして、各市町村が空き家対策を実施する、主体

的に実施するという法の枠組みになってございます。

その中で、空き家対策を実践する中で、困難に直面しているという状況で、この事業年度初めにおきまして、各市町村さんに、専門家といいますが例えば、弁護士、司法書士、空き家対策いろいろな課題がありますので、専門家団体と連携しておりますけれども、そういう連携協議会から派遣しますよということで公募をかけまして、手が挙がったところ、その中で派遣をしているところがございます。

○岩重委員 公募されたということだったんですけども、その公募にあたって、なぜこの二市町になったかということをお聞かせください。

○瀬戸住宅政策室長 昨年度におきましては、三自治体から応募がございました。その中で、伊佐市におきましては、少し危険な空き家、特定空き家の指導のあり方を勉強したいということ、それから瀬戸内町につきましては、空き家対策、空き家の所有者の意識啓発が大事だということでの住民向けの相談会を実施するという内容でございました。この派遣事業につきましては、事業を派遣する自治体につきましては数限りがあるんですけども、ある程度モデル的に実施しております、横展開をするというところで、少しモデル制の立ちそうなところを選定したところでございます。

○岩重委員 理解しました。

審査説明資料の九十九ページです。同じく空き家関連なんですけど、空き家活用セーフティネット住宅改修事業が執行率が五十%だったということで、もう少し使われてもよかったのかなと思いつつ、五十%にとどまっていたいきさつというか、要因というか何かありましたら教えてください。

○瀬戸住宅政策室長 空き家活用セーフティネット住宅改修事業に関するお尋ねでございます。

この事業は令和元年度から実施している事業でございまして、住宅確保要配慮者を受け入れるための賃貸住宅ということで登録する空き家を改修する所有者に対して補助金を出しますという制度でございまして、市町村と連携して取り組んでいます。市町村との協調補助ということで、市町村に事業を立ち上げていただく必要があるところです。現時点におきまして、四市町が県内の自治体でこの

事業に取り組んでおりまして、昨年度におきましては、そのうちの一つであります南さつま市に一戸、空き家を改修してこのセーフティネット住宅として登録したところでございます。

○岩重委員 分かりました。補足的なんですけど、南さつま市に一戸ということなんですが、ここは今どなたか入られたところでしょうか。

○瀬戸住宅政策室長 今回の南さつま市の改修につきましては、戸建住宅の空き家を改修するという内容でございました。今、貸家で貸し出しているということ承知しているんですが、今時点で使っているかという情報は今持ち合わせていないところでございます。

○岩重委員 分かりました。

○田之上委員 五ページ、廃道・廃川敷地の売り払い収入の件。この中身を教えてください。どれぐらいの面積なのか。

○郡山用地対策室長 委員御質問の廃道・廃川敷地の令和六年度の実績ですけれども、廃道につきましては九件、十九筆、二千六百五十八平米、新たに受け入れまして、そのうち、七件十六筆の二千三百九十二平米を売却したところでございます。

○田之上委員 九件の二千六百五十八平米ですか。

○郡山用地対策室長 そのとおりでございます。

○田之上委員 これは毎年このような収入が入ってくるんですかね。

○郡山用地対策室長 毎年度、道路維持課、河川課あたりから廃道となったところにつきまして、払下げ希望者からの希望があるところについて、道路区域から外して、普通財産として用地対策室に引き継がれまして、そのあと売却処理を進めているところでございますので、ここ数年、毎年度発生している状況です。

○田之上委員 県民からの要望の場所ですか。

○郡山用地対策室長 そのほとんどが払下げ希望者があつてのところでございます。

○田之上委員 九件の二千六百五十八平米、坪単価でどれぐらいになりますかね。具体的にどこなのか、九件の中の一件だけ、どこの廃道なのか教えてください。

○郡山用地対策室長 令和六年度に売却した一番大きなものでいいますと、国道二七〇号の南さつま市で、千平米程度売却しております。

○田之上委員 この収入は結構な金額になっておりますが、県民からの要望、廃道というのはまだ相当あるんじゃないですかね。

○塩屋道路維持課長 委員御指摘の廃道でございます。過年度から累計しまして、相当な面積となっております。大体百万平米ほど今廃道があるところです。

○田之上委員 百万平米とすると県民が要望したところだけ売るといふ答弁でしたよね。その残地というのは今後、廃道敷を売るといふ収入に入れるという予定はないんですか。

○塩屋道路維持課長 道路計画の段階で、極力そういう未利用地が発生しないような形で道路計画を入れているところでございますけれども、どうしても地形上、残地として残る箇所がございます。そうしたところは、基本的には市町村等へ公共用地として引き継ぐことも考えているところなんですけれども、なかなかやはり市町村道の認定要件というのをごさいますところになかなかないところが、こうして最終的には隣接者の個人の希望に基づいて、払い下げを行うという流れになっているところなんです。

○田之上委員 相当な廃道の面積があるようですので、できるならばこれぐらい、こんな収入があるんだしたら、積極的に廃道は処分をしていく方向にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、積極的にそういうことは考えられないんですか。

○塩屋道路維持課長 廃道の処理につきましては、当然、処分していかないといいないと重々認識しているところでございます。処分する方法につきましてはいろいろ地元市町村とも協力しながら、廃道の消化に努めているところでございます。

○田之上委員 分かりました。

○永井委員長 ここで、十分間の休憩を入れたいと思います。

午後二時二十五分といたします。

午後二時三十分休憩

○永井委員長 再開いたします。

○田畑委員 四十ページ、災害復旧事業で十八億ぐらいが国の補助対象になった

から減ったという理解でよろしいですか。

○福永河川課長 今お尋ねの件について、審査説明資料の四十ページの十八億です。それから現年発生公共土木施設災害復旧事業のお尋ねでございますけれども、災害復旧として、初年度の段階で、ほぼ百分の災害復旧費を国に要求するわけなんですけれども、令和六年災につきましては、ちょうど能登半島地震がございまして、全国的に能登半島地震の復興というところに傾注するということがございまして、その結果、本県に来る金額がその分抑えられたということで、今回十八億円ほどの不用を出している状況です。ただ、災害復旧というのは三カ年度で復旧していきますので、六年災については六年七年八年とかけてやっていきますので、今回決算特別委員会でも不用とさせていただきますけれども、先般の九月議会におきまして、この十八億円を追加補正で計上させていただきます。予算としては、復活しているという状況になっております。

○田畑委員 分かりました。

○いぬぶし委員 審査説明資料の三十六ページになります。款土木費、河川海岸費の下の河川管理費で、予備費の充用がなされています。七十一万五千円ですかね。訴訟に係る着手金ということでございますけれども、これについて経緯といえますか背景をお伺いいたします。

○福永河川課長 今回のこの予備費の充用でございますけれども、奄美大島の嘉徳海岸の事業をしております。

その中で、嘉徳海岸の護岸工事をするということで、実施するようしているんですが、一方で事業に対して反対される方がいらっしやいまして、その方々が、我々が重機等を搬入するにあたって、妨害行為をするということがございます。これについては、昨年、最高裁まで行きました。県の全面勝訴という結果を得られましたので、こういった妨害行為に対しては、全面的に法的措置も考慮しながらやっていくこととしております。

そういった中で、今回この予備費を充当させていただいているものについては、その法的措置として、対応している費用の内容でございます。具体的には弁護士に対してその支払いをするための費用になってくるところです。

○いぬぶし委員 よく理解できました。令和六年度で着手金ということですので

そのあとの報酬というか、それは、七年度に出てくるという理解でよろしいんですか、それともここに入ってるのかな。

○福永河川課長 これは弁護士に対する着手金でございますので、今回法的措置として仮処分申請をしていますから、その結果次第では、またその結果の相当費用が支払いとなってくるとは思っています。

○しらいし委員 調書の四十一ページ、説明書の四十ページになるかと思えますけれども、ふるさとの道サポーターとか水辺サポーター、またるるありますけれども、この予算額の決め方というのはどのように考えて決定されているのか教えていただければと思います。

○塩屋道路維持課長 道サポーター推進事業の予算でございます。ボランティア団体が活動した活動費用に要する費用として上限三万円としております。ボランティア団体が必要なサインボードの設置とか保険とか、そういうのが構成された費用、予算でございます。千円ほどでございます。ボランティア団体が実際活動している団体というのが昨年度というか、予算計上するときには、その活動団体の請求した申請費用なども考慮しまして次年度に予算計上している状況です。

○福永河川課長 同じく審査説明資料の三十六ページにあります、みんなの水辺サポーターでございますが、これについても道路維持課の事業とほぼ同様でございます。一団体当たり、いろいろな事業に対して三万円を合計で支給してると。それについては例年、団体数に対して申請する数というのがありますので、そういった面を考慮しながら予算計上している状況でございます。

○しらいし委員 やはり今本当に高齢化になって、各、田舎の道とか河川とか本当に草木が多くなっている、今後どうやって維持管理をしていくのかというところが問題になってる中で、やはり維持管理費というのも非常に限られているところであろうかと思えますけれども、まだこうやってサポーターがいるうちに、本当にこの三万円足りるのかというのもございますので、しっかりとこの予算案については、前年度のあれじゃなくて必要な経費ということでもう少し膨らませていただきたいという要望を兼ねてでした。

○田畑委員 決算説明書の九十三ページ。県営住宅の使用料は所得に応じて金額が決まっているんですね。

○瀬戸住宅政策室長 住宅使用料に関するお尋ねでございます。委員おっしゃいますように所得に応じて家賃が決定します。

○田畑委員 低収入等のため未納となっているが、結局、この方々も家賃は安い訳ですよね。だから払えないことはないと思うんですけど。その辺の考え方、どのような設定をされているのか。

○瀬戸住宅政策室長 公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者向けの住宅ということでございまして、十五万八千円月額なんですけれども、それ以下が入居要件ということになります。あとは、その収入に応じて、法定によりまして家賃が決定してくるところでございます。

この滞納の状況というところがお尋ねかと思えますけれども、滞納者の生活状況を見ますと、我々として感じておりますのが、昨今の物価上昇、そういったところで少し収入が不安定な中で生活の中で御苦労されているのかなと感じているところがございます。

○田畑委員 入るには保証人とかが必要になってくるわけですね。ですからそういう方々からいただけると理解してよろしいですか。

○瀬戸住宅政策室長 現在、県営住宅に入居する際におきましては、連帯保証人として、法人でも結構ですけれども一名を立てていただくということになってございます。説明資料の九十五ページ一番右の欄の参考のところ、未収債権対策の大きく二つの方針を立てて取り組んでおりますけれども、一番の④、連帯保証人に対する入居時の説明、あと滞納の履行請求、そういうところの徹底ということで連帯保証人へのお願いというか、そういったところも重視しながら取り組んでいるところでございます。

○田畑委員 分かりました。説明書の二十五ページ。不納欠損を行っていますけれども、この中身というのはどういふものだったのか説明お願いします。道路の橋りょう使用料のところ欠損を行ったとあるんですけれども、内容はどのようなものだったのか。いつからのものなのか。

○塩屋道路維持課長 昨年度不納欠損に至った経緯でございます。

二件ございまして、一件は、道路の上空を占用する通路の占用と、もう一つは道路の地上から足場を設置する足場の占用の二件でございました。これは平成二

十七年の調定の案件でございまして、実際これまでその債務者に対して、電話とか訪問、また文書送付を繰り返して行ってきたところですけれども、なかなか接触ができなかったというのもございまして。

一つは、債務者の事実上の破産というのもございました。財産競売に対する配当要求等も行ったところでしたけども、それが叶わなかったと。さらに、その土地を買収した新たな債権者、所有者に対しても、債権引継ぎなどの確認等を文書で行ったところ、それもなかなか確認が取れなかったということで、昨年度、弁護士ともいろいろ調整、意見を聞きながら話した結果、昨年度、消滅時効が成立していたということで、不納欠損の処理を行ったという流れでございまして。

○田畑委員 この時効は何年なんですか。五年、十年。それと、現在その足場とかそういういたものも全部撤去されているという理解でよろしいですか。

○塩屋道路維持課長 委員御指摘のとおり、消滅の時効については五年でございまして。

足場は、その当時から撤去されていたんですけども、上空占用につきましては、ずっと今現在、設置がされているところでございまして。ただ、これまで、引き継いだ所有者の方へいろいろ確認を取りながら行ってきたところ、一番は上空に不法に占用されているという現状でございまして。道路の通行に支障もございまして、そういうことで所有者の確認を行いまして、昨年度、実際、占用の手続きの処理がされたというのが実情でございまして、今時点では、その占用者によりまして、その占用物の適正な管理がされていると認識しているところでございます。

○田畑委員 分かりました。

○藤崎委員 審査説明資料の二十六ページ、道路維持補修事業についてお尋ねいたします。予算が三十一億八千万円、決算が三十億五千七百一十万円。不用額が四千三百七十七万円ほど出ているようでございまして。これは地域振興事業ごとに予算をおろして県管理道路の維持補修に当たる予算の総額の部分と理解すればよろしいでしょうか。

○塩屋道路維持課長 委員御指摘の三十五億の支出済みの予算でございまして。

この道路維持補修事業というのが、委員御指摘の、事務所に道路の維持管理をするにあたっての民間管理委託費用とか、桜島の降灰除去の環境美化作業とか、

通常の道路施設の照明とか通信関係トンネルとか、そういう道路施設への点検、日常的な点検の委託費というものも含めまして、この道路維持補修事業という流れで構成されているところでございまして。

○藤崎委員 道路維持に関しましては、いろいろ私も地域の住民の方から御要望を受けるんですけども、要望に対して予算が追いつかないというのが現状でございまして、何度お尋ねしましたが、そもそも予算が足りないものですからというお話が来る一方で、不用額が四千三百七十七万出ているということで、足りなくて厳しいのであれば、残った予算をどうか工夫して使う努力というんですかね、その辺は何か具体的に何か案お持ちなんでしょうか。

○塩屋道路維持課長 昨年度の不用額が委員おっしゃるとおり、四千三百万ほど出ております。先ほどもこの道路維持補修事業の中身を少し説明しましたけども、道路の維持管理、草刈とかパトロールとかそういう委託業務がそのうち約二十億でございまして。その二十億につきましては、しっかりと、今配分された予算の中で不用が発生しないような形で執行はされているところでございまして。この四千三百万というのが、会計年度任用職員、要は年間管理委託で作業する、失礼しました、今、現業の方で補助作業員とか担っている、そういう方々に対しての報酬とか旅費とか労災保険とか、そういう義務的な費用でございまして。

あと、トンネルの照明とか電気代とかそういう国の補助金というのも、電気代が発生したことによって県費の負担が少なくなったということとでそういうものに対しての不用でございまして。

もともとありました、道路の草刈費用とか民間管理委託業務の予算については、しっかりと執行が、不用額が発生せずに執行がなされているという状況でございまして。

○藤崎委員 理解いたしました。この道路の維持管理の部分は執行されていることで、その部分が絶対的に予算が足りないと言われてる中で、他からかき集めて、年度の後半に実施に移すというのはできるものなんでしょうか。

○塩屋道路維持課長 年間管理委託の民間管理委託への二十億円の予算の流用というのはこれまでやったことがないものですので、できるために流用というのであればやっているところとすけれども、そこは非常に難しいのかなと思ってい

るところでございます。

○藤崎委員 振興局が持っている地域振興推進事業もハード事業ソフト事業があつて、それも執行残が出ると思うんですが、ああいうところなんか執行残を年度後半でかき集めてピンポイントで行き届かないところに充当するみたいなこともできるんじゃないかなと思うんですが、そういったことは検討したことあるんでしょうか。

○塩屋道路維持課長 そのところはこれまで検討した経緯はないところです。

○藤崎委員 地域振興推進事業こそかゆいところに手が届く、本庁の所管ではどうにもならないものに対して、地域課題を解決するという仕組みでありますから、そういった可能性もまた検討をしてみただければと思います。

それと調書二十七ページ、幹線道路整備計画調査のところ、予算額が七百二十万上がつていて、決算額のところは横棒になっておりまして未執行だったのかなど解されるわけですがこの辺の事情を教えてください。

○上室道路建設課長 この七百二十万円につきましては、幹線道路の整備調査、整備計画調査ということで、県道の谷山伊作線などの調査費用ということで確保しております。業務委託になるんですけれども、砂防法とかの関係機関との調整に時間を要したということで、全額繰越しをさせていただいて七年度に執行している状況でございます。

○藤崎委員 理解いたしました。

○柳 委員 説明資料の二十七ページをお願いします。電線共同溝整備事業がありますけれども、なかなか多額の予算を必要とする事業ですので、そう簡単にはいかないと重々承知をしておりますけれども、執行率が五十一%ということで、翌年度繰越も二億八千万余りあります。令和六年度が四箇所事業を実施しましたとあるんですけれども、この実施箇所についてまず御説明いただけますか。

○塩屋道路維持課長 四箇所につきましては、本土が二箇所、離島が二箇所ございます。本土が鹿児島東市来線の武町の校区、もう一つが産業道路、南小学校の前の道路のところの地中化でございますので、本土が二箇所でございます。離島が二箇所、沖永良部の和泊町で執行しております。もう一つは与論で一箇所の計四箇所でございます。

○柳 委員 分かりました。無電柱化も、私たちも議連も国への要望ということも毎年行っておりますので、無電柱化は六年度実施をされて、要望の出されている、特に離島が非常に深刻な状況がやはりありますので、そういうところも声が上がっているかと思うんですけれども、今、全体で見ると約何割ぐらい整備がなされているんでしょうか。

○塩屋道路維持課長 整備状況というのは四箇所の分ということによろしいでしょうか。今進捗が一番図れるところが、冒頭申しました武町のところでございます。武町のところが、県の施工と電線管理者の施工がございますので、県の施工がほぼ終わりつつございまして、あと残りを宅地への引込みがございますので、電線管理者でこれから施工ということで、これがあと数年で終わる予定でございます。東郡元につきましては少し延長が長くて、整備がまだ四分の一度、事業費的には四分の一度程度進めているところでございます。離島では、和泊が非常に整備率が進んでおりまして、六割ぐらい進んでいるところがございます。

○柳 委員 土木部ですね、それぞれの課のたくさんさんの事業があるわけですが、様々な条件も整わないと、工事等は特に自然災害等の天候にも大きく左右されることもあるわけですが、六年度の事業において、国への返納ですね、会計検査院から指摘を受けて国へ返納したようなものがあるのかどうか。それはどこを見れば分かるんですか、教えてください。

○井之上監理課長 この審査説明資料にはその金額は出てきてないところです。六年度についてはないところです。

○永井委員長 他にありませんか。他にありませんので、これで土木部の審査を終わります。

明日は午前十時から、環境林務部、男女共同参画局の審査を行います。本日の委員会はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後二時四十九分散会